

ご利用者・家族様各位

淀川老人保健施設けあきのもり

基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月施行）について

1. 居住費の基準費用額等が変わります

近年の光熱水費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、介護施設入所時の居住費にかかる基準費用額等が1日あたり60円引き上げられます。

尚、食費の負担限度額については変更ありません。

2. 居住費の補足給付が変更になります【令和6年8月～】

居住費の基準費用額が変更になることに伴い、限度額が下表のとおり変更になります。

《負担限度額（日額）》

【令和6年7月まで】

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額		食費の 負担限度額
	従来型個室	多床室	
第1段階	490円	0円	300円
第2段階	490円	370円	390円
第3段階①	1,310円	370円	650円
第3段階②	1,310円	370円	1,360円
第4段階	1,668円	377円	1,445円



★令和6年8月から、居住費の負担限度額が下記のとおり引き上げられます。

《負担限度額（日額）》

【令和6年8月から】

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額		食費の 負担限度額
	従来型個室	多床室	
第1段階	550円	0円	300円
第2段階	550円	430円	390円
第3段階①	1,370円	430円	650円
第3段階②	1,370円	430円	1,360円
第4段階	1,728円	437円	1,445円